

# 第1602回島根県教育委員会会議録

日時	令和3年2月18日
自	13時30分
至	15時45分
場所	教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

### —公 開—

#### (議決事項)

- 第27号 県立学校の組織編制に関する規則の一部改正について (学校企画課・特別支援教育課)
- 第28号 松江市立女子高等学校学科設置及び学科廃止の認可について (学校企画課)
- 第29号 しまね特別支援教育魅力化ビジョン (案) について (特別支援教育課)

—————以上原案のとおり議決

#### (協議事項)

- 第11号 島根県文化財保存活用大綱 (案) について (文化財課)

—————以上資料により協議

### —非公開—

#### (議決事項)

- 第30号 県立学校教育職員 (管理職) の人事異動について (総務課・学校企画課)
- 第31号 令和3年度教育委員会事務局等職員 (管理職) の定期人事異動 (教育職員関連分) について (総務課・学校企画課)
- 第32号 令和3年度県立学校教育職員 (管理職) の定期人事異動について (学校企画課)
- 第33号 令和3年度市町村立小中学校等教育職員 (管理職) の定期人事異動について (学校企画課)
- 第34号 令和4年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験について (学校企画課)

—————以上原案のとおり議決

#### (報告事項)

- 第81号 県立高等学校スポーツ推進教員の認定について (保健体育課)

—————以上原案のとおり了承

## Ⅱ 出席者及び欠席者

### 1 出席者【全員全議題出席】

新田教育長 真田委員 林委員 池田委員 朋澤委員 河上委員

### 2 欠席者

なし

### 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長	全議題	
佐藤教育監	全議題	
佐藤教育次長	公開議題	
福間参事	公開議題	
福間教育センター所長	公開議題	
錦織総務課長	全議題	
森山教育施設課長	公開議題	
木原学校企画課長	公開議題、	議決 30～34 号
中西県立学校改革推進室長	公開議題	
多々納教育指導課長	公開議題	
江角地域教育推進室長	公開議題	
塚田子ども安全支援室長	公開議題	
佐藤特別支援教育課長	公開議題	
小村保健体育課長	公開議題、	報告第 81 号
畑山社会教育課長	公開議題	
江角人権同和教育課長	公開議題	
萩文化財課長	公開議題	
清山世界遺産室長	公開議題	
中島古代文化センター長	公開議題	
舟木福利課長	公開議題	

### 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

米原総務課長代理	全議題
矢野総務課人事法令グループリーダー	全議題
飯塚総務課企画員	全議題

### Ⅲ 審議、討論の内容

新田教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	3件
	承認事項	0件
	協議事項	1件
	報告事項	0件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	5件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	1件
	その他事項	0件
署名委員	真田委員	

— 公 開 —

**議決第 27 号 県立学校の組織編制に関する規則の一部改正について（学校企画課・特別支援教育課）**

○中西県立学校推進室長 資料 1 の 1 ページをお開きいただきたい。令和 3 年度県立学校の入学定員については、9 月の教育委員会会議で高等学校、12 月に特別支援学校について、それぞれ議決をいただいた。この度は、これに関わって、島根県教育委員会規則である県立学校の組織編制に関する規則の一部改正を行うことについてお諮りする。

1 の改正理由については、先ほど説明したとおりである。

2 の改正内容、（1）別表第 1 の一部改正である。詳細は、1 の 2 ページから 1 の 4 ページに新旧対照表があるので併せて御覧いただきたい。

まずは高等学校である。①定員増減に伴う改正として、表にある各学年の高等学校の定員についてそれぞれ改正している。第 1 学年は昨年 9 月に発表した入学定員、第 2 学年・第 3 学年は、過去の入学定員の変更が年次進行する形で改正している。②学科改編に伴う改正についても、昨年 9 月の入学定員と合わせて発表したものが反映されている。③単位制導入に伴う改正について、昨年度 12 月に教育委員会会議で協議いただいたものである。④は、従前からすでに単位制であった高校について、表中の表記の整理による改正である。なお、単位制高校については、1 の 6 ページに別紙として、概要を添付しているのでご参考としていただきたい。次に（2）別表第 3 の一部改正である。こちらは特別支援学校になる。詳細は、1 の 5 ページの新旧対照表を御覧いただきたい。①幼稚部であるが、これは盲学校に幼稚部を新設することによる改正である。②高等部については、学級数の増減に伴う各学年の定員の改正を、表中にある特別支援学校でそれぞれ行っている。

3 の施行日は令和 3 年 4 月 1 日である。

○真田委員 非常に丁寧に全部を見るとわかるようになっているが、総合学科はすべて単位制だと思う。総合学科のところまで書かなければいけないか。単位制ではない総合学科はないと思うが。

○中西県立学校推進室長 真田委員から総合学科について確認があった。ご質問にあったように、総合学科については学習指導要領で、単位制であるということが掲げられている。新旧対照表で、たとえば三刀屋高校や邇摩高校の改正前のところを見ていただくとわかると思うが、単位制というのは学年区分がないというところで、他の学校と異なり学年を分けない形に表記していた。だが、この度新たにその表にある、たとえば松

江南高校は、今度令和3年度に入学する生徒については単位制であるが、今度進級する2年生・3年生については学年制である。このあたりの表記について、庁内で相談のうえ、より明確にわかるような形に書かせていただいたところである。

○真田委員 わかりやすいように書いてあるということか。

○中西県立学校教育課長 そうである。

———原案のとおり議決

## 議決第28号 松江市立女子高等学校学科設置及び学科廃止の認可について（学校企画課）

○中西県立学校推進室長 資料2の1ページを御覧いただきたい。

1 趣旨である。学校教育法第4条及び学校教育法施行令第23条に基づき、令和3年1月25日付けで松江市教育委員会から申請のあった松江市立女子高等学校の学科の設置及び廃止について付議する。このことについては、1番下の欄に参考として挙げているが、先ほど申し上げた法令によって、市町村が設置する高等学校の設置及び廃止、設置者の変更、学科の設置及び廃止については、都道府県教育委員会の認可を受けなければならないことが定められていることによるものである。

2 申請の内容である。（1）から（4）にあるように、新たに設置する学科は国際コミュニケーション科（1学級）、設置の時期は令和3年4月1日、これに伴って現行の国際文化観光科（1学級）は令和5年3月31日に廃止となる。（5）設置及び廃止の理由であるが、これは松江市教育委員会が平成31年3月に発表した「『松江市立女子高等学校魅力化』の方針及び実施計画」に基づく学科改編によるものである。この概要については、2の2ページ及び2の3ページに、別紙として松江市が公表している資料を付けているので、参考としていただきたい。（6）学科改編の概要であるが、主に英語の4技能を育成するとともに、必修科目として、中国語又は韓国語のいずれかを選択履修するもので、実践的なコミュニケーション力や、異文化理解力を習得することで、国際社会・地域社会で活躍するグローバルな人材を育成するものである。

3のその他として、校名については令和3年度より「松江市立皆美が丘女子高等学校」へ変更される。なお、校名の変更については認可の必要はない。県の教育委員会への届出となっている。事務局の方で、この度申請された内容、たとえば学級編制や設置目的、施設の状況等を点検したところ、認可が適当であるということを確認している。

○朋澤委員 校名が変わったとあるが、校名を変えるというのはどのような過程を経て変わっていくものか。

○中西県立学校推進室長 設置者は松江市なので、私の方からは、手続きというか、基本的な規定のことにのみお答えさせていただくが、法令については、松江市の方の条例の改正が必要で、その条例改正を受けて、校名が変更ということになる。校名変更については、法令の規定により、所在する教育委員会に届け出るというもので、私どもで受理したということであった。

○朋澤委員 小・中学校についても、廃校になったり統合になったりということが年度末に控えており、実際に吉賀町で統合した時に、校名をどうするといった話があったので、参考までにお聞きした。

———原案のとおり議決

#### 議決第 29 号 しまね特別支援教育魅力化ビジョン（案）について（特別支援教育課）

○佐藤特別支援教育課長 3 ページ、1 素案からの変更点であるが、前回の教育委員会会議で委員の皆様方からいただいた意見を踏まえ、変更した点について説明する。

別冊の 5 ページをお開きいただきたい。朋澤委員より特別支援学校高等部の卒業後の進路状況についての御質問を受けて、【現状と課題】の②に、現在各学校でどのような進路支援を行っているかについて記述をしたところである。続いて 12 ページをお開きいただきたい。真田委員より、管理職への研修の実施について御意見をいただいた。また、池田委員より、特別支援学級の子どもたちが、学校行事等の中で上手く活躍できていないのではという御意見をいただいた。管理職の果たす役割は重要であることから、管理職への研修について、14 ページの高等学校の校内体制の強化には記述していたが、新たに小学校・中学校においても、管理職への研修について記述したところである。また、28 ページを御覧いただきたい。横長の A 3 であるが、真田委員より、学校間での引継ぎが重要であり、参考資料の展開図の中で引継ぎが明確にわかるようにとの意見があった。中段下の切れ目ない支援体制の中に、支援内容等の引継ぎを見える化している。このほか林委員より、コンソーシアムが連携する地域のとらえ方についても御意見をいただいた。7 ページの①地域と学校との連携の強化に記述しているように、特別支援学校魅力化コンソーシアムについては、学校と地域の団体等が、共通の目的に沿って、双方向の協働を行い、教育活動をより充実させていくためのものであるので、学校設置の地域に

のみとられることなく、目的によりどのような地域と連携することが最善なのか、幅広く地域をとらえ、検討を進めていきたいと思っている。

それでは3ページにお戻りいただきたい。2 名称は「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」としたいと思う。

3 概要については、各項目を御覧いただきたい。

4 今後の予定であるが、本日議決をいただければ、3月に文教厚生委員会で報告し、関係機関に本ビジョンを配布したり、あるいは校長会、研修会等で周知してもらいたいと思う。

○新田教育長 これまでの協議の中でも、貴重な御意見をいただいた。今課長から説明したように、必要な修正を加えさせていただいたところである。

○真田委員 素晴らしい魅力化ビジョンを作ってください、非常にわかりやすく、きちっと書いてあるというふうに読ませていただいた。これをどういう具合に周知していくかということが非常に大事になってくるのではないか。特別支援学校のみならず、小・中学校、高校全てに周知するように課として考えていただいて、ぜひ、どこの学校でも研修で使えるような体制を整えていただければと思う。よろしく願います。

○佐藤特別支援教育課長 今後の周知については、先ほど申し上げたように、関係機関への送付、あるいは県のホームページへの掲載、それから、学校関係者については各種校長会あるいは研修会等、それから各種親の会の研修とかPTA研修会、その際にも、機会をとらえて概要版等を周知していきたいと思っている。また概要版にはQRコードも添付して、ホームページにつながるような形にしたいと思っている。

———原案のとおり議決

#### 協議第11号 島根県文化財保存活用大綱（案）について（文化財課）

○萩文化財課長 資料4の1ページを御覧いただきたい。島根県文化財保存活用大綱（案）について協議をお願いします。この大綱については、2のとおり8月の教育委員会会議において、大綱案の説明及びその後のパブリックコメントと市町村への意見照会を行う旨を報告した。その後、3のとおり、教育委員会会議や大綱策定委員会などでいただいた御意見を反映し、一部文言修正や脚注などを加えた大綱案及び新たに策定した概要版（案）をパブリックコメントにかけたところ、18名の方から58件の御意見をいただいた。また、市町村への意見照会については、6市町から25件の意見をいただいた。い



ただいた御意見と、これに対する県の考え方については、4の2から4の8ページまでの別表に記載をしている。個別の説明については省略するが、パブリックコメントの主な御意見としては、この大綱の中に公民館という言葉が出るが、コミュニティセンターもある市町などもあるのでそれを明記したほうがいいのではないかと、情報化・デジタル化の進展やコロナウイルスによる時代の変化、人口減少などの観点から、文化財行政の基本認識や展望を記述する必要があるのではないかと、などの意見があった。これに対して、この大綱で扱う公民館という用語は、コミュニティセンター等も含んだ意味で使用している旨を脚注に追加した。また、デジタル化やコロナウイルスへの対応については、この大綱の中で、県がICT技術を活用した文化財データの保管や普及啓発を行うこと、講座や展覧会会場での人の密集・密接を防ぐため、講座の動画や展覧会の見どころ動画などを、WEBを活用して積極的に配信することなどに触れている。また、人口減少や担い手不足などについては、担い手後継者の育成への支援を行うことや、市町村や地域住民、民間団体などと連携し、地域総がかりで文化財を保存活用する取組を進めていることなどについて触れているので、別表の県の考え方にその旨をお示したところである。概要版の案については、レイアウトなどに関する御意見があったので、今後、言われた内容で修正をしたいと思う。

次に市町からの意見として、文化財をなぜ守り継承する必要があるのかという教育をしっかりと行うことを、県民にアピールするべきではないかという意見があった。これについては、大綱の基本理念の中でも触れているが、第2章の中に、所有者以外の方にも文化財の価値や保存について理解を深める機会を提供している旨を追加したところである。以上の御意見を踏まえて、大綱案は4の8の次にある別冊である。また、別冊の次には、概要版の案をつけている。

別冊の48ページを御覧いただきたいと思う。この48ページにパブリックコメントを踏まえて、追加した公民館に関する記載等を朱書きで表示している。

次に53ページを御覧いただきたい。こちらに市町から意見を踏まえて加筆した箇所を青書きで表示している。なお、大綱の方向性や主な取組について、修正した箇所はない。

それでは、元の資料4の1ページを御覧いただきたい。今後の予定については5のとおり、3月上旬に文教厚生委員会で報告を行った上、3月11日の教育委員会会議の議決事項に付議したいと考えている。この大綱策定後については、この大綱を勘案して、今後、文化財保存活用地域計画を策定される市町村に対して、県も計画段階から参画し、

具体的な目標や取組を盛り込んだ地域計画となるよう指導助言をするとともに、それに応じた実際の取組にあたっては、県も必要な支援を行っていきたいと考えている。また大綱で示した取組を、より実効性のあるものにするため、市町村や文化財関係団体と連携し、各種の公聴会や、県内各地域で実施する施策説明会、研修会などをおして、全県で文化財を活用した教育活動や地域活動などが推進されるよう、働きかけを行っていく。このほか、この大綱の概要版を県や市町村の図書館、公共施設、公民館等で配布いただくほか、本編とともに県のホームページに掲載し、県民の皆様は大綱の趣旨を広く御理解いただけるよう努めていく。

○新田教育長 先ほど説明もあったように、これまでこの会議においても、協議を重ねた上で、今回、パブリックコメント、あるいは市町村からの意見を踏まえて、修正等かけたところである。本日も協議という位置付けにしている。次回、議決案件として出せばというふうに考えている。議決の対象になるのは大綱案のほうであろうが、本日は協議であるので、この概要版の書きぶり、わかりやすさということも含めて、協議したいと思っている。

○林委員 パブリックコメントの中に、たとえば、4の3ページの13、4の4ページの21、4の5ページの31で、児童生徒に対して、ふるさと学習や総合的な学習の中で文化財を知ってほしいという要望があった。それで、大綱の中でも、50ページの中に、学校教育・社会教育の場での文化財の魅力発信ということが掲げられているが、今後、文化財を次世代につなげていくには、こういった次世代の担い手になる児童生徒たちの理解が、非常に大事になっていくと思うので、またこちらの方も、積極的に、ふるさと教育であったり、総合的な学習の中で取り上げていただければと思う。

○萩文化財課長 そのほかにも57ページの方にも、そういった学校教育、社会教育の関連の方は記載をさせていただいており、こういった内容については、教育指導課、あるいは社会教育課の社会教育主事にも加わっていただいて内容等も検討しており、今後そういった連携をとりながら進めていきたいと思う。

○真田委員 教えていただきたいが、リーフレット（概要版）の中に、文化財の種類と指定のしくみ【第1章】というところがあり、文化財には、から始まり、種類が記されているが、文化財という言葉の定義というか、範囲というか、それがこの大綱の中で書いてあるか。

○萩文化財課長 文化財の定義というのは第1章の中では、文化財の内容について、触れ

てあるのは、8ページから島根の歴史とともに書いてあり、34ページの中に体系図というのがあり、こういうのを合わせながらこの中で説明しているつもりであるが、これを模式化したのがリーフレットの第1章の指定のしくみの横にある、文化財を取り巻く環境という図である。これが文化、それから自然、歴史などを一体的に取りまいた枠の中で、そういうものがあるという形でお示しをしている。また、大綱の34ページの下の「歴史・文化遺産 自然遺産 等」の枠組みの中では、左側のところに、地域の文化財として、こんなものがあるという例として、全てを書いていないが、文化財の範囲にあたるものを示しているという形になっている。

○真田委員 門外漢なもので、文化財と言われても、どのあたりを指すのかというのが。最初から文化財というのが当たり前に出てくるが、概要版を見た時に図が載っていて、これなのかとわかる。本編の最初の脚注のところで、指定されたもの以外にもあるということも書いてあるが、そのあたりがすぐにはわからなかった。

○新田教育長 先ほど林委員がおっしゃったように、つなげていく、あるいは、子どもを含めた教育、またこれを活用していくといった、そういう流れに持っていくためには、まず文化財がどういうものかということが大事。ひとつにはこの概要版の写真で、こんなものも入っているのかというのは示されているが、さらに有形無形含めて、まずは幅広い見方から入っていったらもらえればと思う。

○真田委員 概要版だとぱっと目に付く。

○新田教育長 事務局の中で話していたのは、県民の皆さんに、いろいろこういうことに関心をより持って、できればつなげていくような活動、アクションを考えた場合、この活用大綱自体が、やはり県の教育委員会が策定するので、行政計画的に何をしますというふうな形に、性格上、大綱自体はならざるを得ない面があるかと思うが、それをたとえば、概要版というところで、自分にもこういうことができるのか、そういったところに結びつくような工夫がもう一段できないかという話はしているところである。

○萩文化財課長 今、教育長が触れたような話をしており、概要版は概要版でやはり中味がわかるものを作らないといけないと思うが、次年度のところで、島根の文化財についてもうちょっと分かりやすいようなリーフレットを作っていて、それを県民の皆さんにお示しできればいいと考えており、次の段階で検討したいと考えている。

○池田委員 文化財というと、隠岐の島は世界ジオパークに認定されて、自然と歴史、それから、伝統、文化に対して、教育委員会も公民館も一緒になって、子どもたちへの普及

啓発がとても充実してきていると思っている。文化財課が島根県教育委員会にはあるが、市町村にあると社会教育課がそれを担っているところもあり、前回の会議の中でもあったが、公民館が充実して、活躍している公民館だと、とてもそういうのが充実できるのではないかと思うが、そうではない公民館だと難しいところもあると感じたりして、何回も出てくる「公民館と一緒に」 というところを、もっと深めていただきたいと思う。それと、文化財の種類と指定のしくみの中に、伝統産業や食文化、地名などとあるが、方言はどうか。

○萩文化財課長 方言というのも大きく分ければ、伝承など、そういったものの中に入ると考えており、広い意味で言えば、文化財ではないかと考えている。こういったものも、将来にわたって伝えていくべき地域の重要な財産と思っているので、そういう意味で、34ページの下から2つ目の伝承など、そういった部分に入っているのではないかと思う。そういう出雲弁の保存会というのもあり、そういったところで、保存というような形で伝えていければいいと考えている。

○池田委員 イントネーションがなかなか難しい。これをどうやって残すかというところがあり、ここでは私も一応標準語をしゃべっているが、家に帰って話す言葉はとても聞き取れないぐらい、ちょっとわからないのではと思うが。

○萩文化財課長 方言など、しゃべる言葉とかそれから踊りなんかについても同じだが、やはり文章で書いているだけでは伝わらないものもあるので、録音という方法で記録をとるというところもあり、最近では動画で、踊りなんかでは、所作から全部撮って、そういった踊りの後継者の指導に使われることがある。方言については、古い語り部さんに話してもらって、それを標準語に変換した冊子を作って、見ながら一緒に聞くなど、そういったことで学んでいく方法があると考えている。

——資料により協議

新田教育長 非公開宣言

—非公開—

議決第 30 号 県立学校教育職員（管理職）の人事異動について（総務課・学校企画課）

———原案のとおり議決

議決第 31 号 令和 3 年度教育委員会事務局等職員（管理職）の定期人事異動（教育職員  
関連分）について（総務課・学校企画課）

———原案のとおり議決

議決第 32 号 令和 3 年度県立学校教育職員（管理職）の定期人事異動について（学校企  
画課）

———原案のとおり議決

議決第 33 号 令和 3 年度市町村立小中学校等教育職員（管理職）の定期人事異動につい  
て（学校企画課）

———原案のとおり議決

議決第 34 号 令和 4 年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験について（学校企画  
課）

———原案のとおり議決

報告第 81 号 県立高等学校スポーツ推進教員の認定について（保健体育課）

———原案のとおり了承

新田教育長 閉会宣言 15 時 45 分